

中国地方知事会共同アピール

デジタルを活用した地方創生の実現に向けた取組について

令和8年5月25日
中国地方知事会

デジタルを活用した地方創生の実現に向けた取組について

近年のデジタル技術の進展・浸透により、人の物理的な移動がなくとも、大企業の仕組みや都市部のプロ人材のノウハウが地方の企業においても直接導入可能になるなど、デジタルは「都市と地方」・「大企業と中小企業」の差の縮小をもたらしている。

また、あらゆる業種での新たなビジネスの創出や、農業・小売業・製造業など既存の産業での新たな価値の創出、デジタル技術を活用した大学発のスタートアップを数多く生み出しつつもある。

こうしたデジタル化の推進が、これまでとは異なる新しい選択肢を示し、地方やデジタルネイティブな若者のチャンスを拡大しており、地方が持つ様々な資源にデジタルを掛け合わせることで、あらゆる業種や職種を挑戦の場として変革させることができる。

政府は、日本経済成長の起爆剤としての大規模な地方創生策を講ずるため、「地域未来戦略本部」を設置し、令和7年12月に閣議決定された「地方創生総合戦略」に基づき、引き続きAI・デジタルなどの新技術を活用し、地方経済と生活環境の創生を実現することとしている。

高いQOLを含め地域が持つ様々な資源を生かした地方の挑戦と、国が先導して行う全国的な政策等がうまく組み合わせることが次代の日本を創生する力強い成長につながる。地方の自ら率先した取組の後押しとなるよう、次の項目を求める。

1 デジタルトランスフォーメーションが切り拓く未来

デジタル技術やデータの利活用により社会課題の解決と経済発展の両立を実現し、地域社会をより便利で快適にするとともに新たな価値を生み出し、県民の生活を豊かに変えるデジタルトランスフォーメーションを推進するため、

- ・「地域未来交付金」等については、地方のデジタル人材を育成・蓄積する観点からも、試行錯誤しながら課題解決に挑戦する地方自治体を幅広く支援することが必要である。そのため、他地域で確立されたモデル・サービスの横展開を行う取組やデータ連携基盤の活用を前提とした取組だけでなく、地方が地域の実情を踏まえた自由な発想のもとに取り組むものにも機動力を発揮できるよう、柔軟で弾力的な運用を図ること。また、交

付金総額の拡充に加え、恒久化するなど、地方自治体の取組に対して財政面で継続的に支援すること。

- 地方の経済を支える中小企業等におけるデジタル技術を活用した生産性の向上や新たなサービスの創出などが図られるよう、ITツールの導入促進など更なるデジタル投資の促進に向けた財政的な支援の継続・拡充を行うこと。
- 中小企業・小規模事業者や農林漁業者がデジタル技術等を導入する意識付けや円滑な導入ができるよう、DX推進ガイドライン等を活用した情報発信や人的・財政的な支援の強化を図ること。
- デジタル時代の競争力の源泉となるデータを最大限に活用して、AI実装などの新ビジネスの創出が推進されるよう、「データ利活用制度のあり方に関する基本方針」に基づき、国等データ活用事業の認定制度の構築・運用や国等によるデータの共同整備等にあたっては、地方の意見も踏まえた役割分担の検討や、費用負担に対する地方財政措置を行うこと。
- デジタル人材の円滑な確保に向けて新たな人材バンクの創設などの取組を進めるとともに、都市部に偏在するデジタル人材のシェアリングの観点から、複数の事業所での労務管理の問題などの制度的課題を整理し、意欲あるデジタル人材が、地方において専門性を発揮し、幅広い分野で活躍できる環境整備を図ること。
- EdTechコンテンツやSTEAM学習などの幼少期からデジタル技術に触れる機会の創出や学校でのプログラミング教育の充実、AI等を体験・活用できる環境の整備、大学や企業等と連携した即戦力人材の育成とともに、実務の中で活用できる能力を身に付けるため、失敗の許容も含めてデジタル実装に挑戦する取組など、地方自治体等が行う人材育成を支援すること。
- IoT機器の脆弱性に係る対策はもとより、セキュリティ対策の調査・研究を促進し、個人情報漏えい等の懸念により、デジタル化の取組全体が阻害されることのないよう、「能動的サイバー防御」の導入に向けた関連法の枠組みに基づき、国の責任においてサイバー攻撃等に関する情報を集約・分析し、必要な対策を講ずるとともに、地方自治体に対し、その分析結果や有効な対策について迅速に情報提供すること。
併せて、医療機関など、サイバー攻撃によるインシデントの発生が、地域住民に重大な影響を与えることとなる施設に対し、十分なセキュリティ対策が講じられるよう、国において必要な支援を行うこと。
- 国においては、クラウド・バイ・デフォルト原則を目標に掲げ、クラウド

サービス導入のため、具体的な評価制度やガイドライン等を整備している。地方自治体においても、同様に業務システムのクラウド化を推進するため、国の責任により、その前提となるセキュリティ対策や財政的支援を行うとともに、地方自治体に国での導入事例の紹介や技術的な助言等を通じて、地方自治体の取組を支援すること。

- ・地方における自動運転の社会実装・事業化が早期に実現できるよう、国において、自動運転に係る計画の着実な推進を図るとともに、社会受容性の向上や、社会ルール面での環境整備、財政面をはじめとした支援の充実など、スピード感を持って取り組むこと。

2 スタートアップ・エコシステムの確立に向けた環境整備

- ・あらゆる業種での新たなビジネスの創出や、既存の産業での新たな価値の創出、大学発のスタートアップなど、スタートアップ・エコシステムの形成に向けて、若者の挑戦を引き出し、後押しするためには、正しいロールモデルとメンターが必要であるが、これらの人材は全国あるいは世界に偏在しており、全ての地方公共団体が直接コンタクトをとることは容易ではないため、全国規模で人材をプールする仕組みを構築すること。
- ・また、起業の先進組織等のリソース（人材や仕組みなど）を地方が活用するには、専門的な知見を有する人材の確保や多額の費用を要することから、地方のスタートアップと経営人材とをマッチングする仕組みを、国において導入し、地方に不足している経営人材を供給するなど、継続的な支援の拡充・強化を図ること。
- ・起業等に挑戦した人が、失敗しても再度挑戦できるよう、真のリスクマネーの供給支援やリスクマネー提供者の育成、経営者の個人保証への規制、失敗を受け入れる風土の醸成など環境整備を図ること。
- ・スタートアップの先進的なビジネスモデルの社会実装に向け、地方公共団体と軌を一にして、大胆に規制緩和等に取り組むこと。
- ・地方でのスタートアップ等からの公共調達の促進に向けて、公募型プロポーザル方式の適切な活用等が容易に行えるよう、ガイドラインを積極的に周知するとともに、都道府県の共同調達による横展開の推進や、スタートアップ等の事業者の監査負担の軽減を図ることにより、公共事業を積極的にスタートアップ等に発注できる環境を整備すること。
- ・ベンチャー企業等への投資規模が拡大するよう、機関投資家への税財政措

置等の投資優遇策を充実させるとともに、機関投資家の中間的役割を担うベンチャーキャピタル等の人材確保・育成を行うなど、物的・人的の両面から地方でスタートアップを成長させる実効性のある仕組みへと改善すること。

- ・令和5年度に設立されたJ-Startup WESTは、今後の中四国地方において、地域のスタートアップ・エコシステムの強化を目指すものであり、こうしたスタートアップ育成に向けた地方コミュニティへの支援を拡充すること。

3 成長分野への円滑な労働移動の促進

少子化による生産年齢人口の減少と、全ての分野でデジタル化が進む中、企業内での移動を含め成長分野に人の移動を進めることが重要となる。

- ・円滑な労働移動の実現に向けて、産業界において広くリスキリングを実施することが見込まれる。これらの実施・運用には知見と多額の費用を要するため、継続的な支援の充実・強化を図ること。
- ・企業間・産業間の労働移動を促進するには、労働者が身に付けたスキルが、統一的かつ適正に評価される必要があるため、地域や分野横断的な評価基準を策定すること。
- ・副業・兼業により都市部の大企業やグローバル企業の人材が地方で活躍する機会を創出するため、都市部人材と地方企業とのマッチングの強化や受け入れ企業等の機運醸成、出し手側企業へのインセンティブ付与など、効果的な仕組みづくりを進めるとともに、副業・兼業人材の労働時間・健康管理、各種保険の充実等の制度整備にも努めること。
- ・個人の多様な生き方に対応し、あらゆるライフステージの人が活躍できるよう、新卒一括採用、年功序列などを前提としない雇用システムのあり方について、経済界とも連携して、国主導により検討を進めること。

4 AIをはじめとするデジタル技術の急速な進歩・普及を踏まえた対応

(1) AIの利活用促進等

昨今、AI技術の急速な進歩と普及が進んでおり、特に生成AIについては、新しい価値の創出などが期待されている。また、AIエージェント等を

活用しながら、業務、組織、意思決定のあり方をA I 前提で組み換え、生産性を飛躍的に引き上げることを目指すA Xへの期待が官民間問わず高まってきている。一方で、読み込ませるデータの取扱いや機密情報の保護、生成されるデータの正確性、知的財産権の侵害などの課題が指摘されている。

今後、A I 技術は行政に限らず様々な分野で活用が広がる可能性が高いことから、A I を活用する者がA I のリスクを正しく認識し、必要となる対策を検討・実践するための基本的な考え方と行動指針を示した「A I 事業者ガイドライン」の継続的な見直しに取り組むこと。

また、行政分野においては、国と地方全体での行政事務の効率化等を図ることを目的に、地方自治体がA I を安全かつ効果的に導入するために示された「自治体におけるA I 活用・導入ガイドブック」の継続的な見直しや行政機関におけるA I の実践的な活用モデル等の共有による利活用促進など安心・安全に活用できる環境整備等を進めること。

(2) SNS・A I等のデジタル技術を使った犯罪による青少年の被害防止

昨今、全国的に、SNSによる犯罪実行者募集情報(いわゆる「闇バイト」の募集広告)を通じた犯罪への加担や、オンラインカジノの利用、また生成A I等を利用した実在する児童の性的画像の作成・流布などの事案が頻発し、青少年の被害も報じられている。

青少年がこれらの犯罪に巻き込まれたり被害に遭うことを未然に防ぎ、青少年を被害者にも加害者にもさせないため、最適な対策について省庁横断的に検討し、実効的な対策を講ずること。

(3) SNS等による偽・誤情報の流通・拡散の防止

全国的にSNS等のインターネット上において、誹謗中傷や匿名の投稿者による悪質な書き込みによる人権侵害が多発するとともに、違法・有害情報、偽・誤情報の発信と安易かつ急速な拡散、これらによる犯罪・事件の発生、選挙における有権者の行動への影響、災害時における救助活動等の妨げとなる事象の発生などが大きな社会問題となっている。

インターネット上におけるこうした情報の拡散は、物事の正確な理解や適切な判断を困難にし、ひいては社会の分断にもつながりかねないことから、その対策として不適切な情報及び悪質な発信者への迅速かつ適正な対応をSNS事業者に求めていくこと。また、国において、業界団体における行動規範の策定支援やファクトチェックの充実とともに、犯罪行為への法的な対処を行うこと。また、ネットモニタリング体制の構築などにより、誹

謗中傷等による人権侵害を防止するとともに、迅速に被害者の人権救済を図るため、実効性のある人権救済制度の確立、強化に努めること。

5 デジタルデバイド対策

誰一人取り残されないデジタル社会の実現に向け、国において、国民誰もが身近な場所で、デジタル技術の活用に関する相談等ができるような体制整備や地方自治体が行う学習支援への財政措置の充実を図ること。

令和8年度から展開されるICTリテラシーに関する人材育成事業においては、ICTリテラシーに関して教えることができる質の高い人材の確保・育成に繋げるとともに、こうした人材の活動を通じて、地域の青少年や高齢者、障がい者等の幅広い住民が多種多様な情報の中から必要な情報を選別し、主体的に使いこなす力を養うことができる実効性の高い施策を構築すること。

また、身近な場所でデジタル機器・サービスの利用方法を学ぶことができる環境づくりを推進するため、初歩的な操作支援からリテラシー教育まで地域の実情に即し、幅広く対応できるよう、これまで育成してきたデジタル推進委員も有効に活用し、地方自治体が住民を対象に、独自に行うきめ細かなデジタルデバイド対策に対して、財政支援を拡充すること。

6 地方のデジタル化の推進への支援

地域社会のデジタル化を集中的に推進するため、地方においては、光ファイバや5G等の情報通信基盤の整備が今後更に進展し、これらの基盤を活用した地域社会のデジタル化に向けた取組を推進していく必要があることから、地方財政措置の「地域デジタル社会推進費」について拡充を図るなど、引き続き、地方自治体のデジタル化に係る取組への支援を充実・強化すること。

また、令和7年度に創設された「デジタル活用推進事業債」については、地方団体の標準準拠システムへの移行と併せた行政運営の効率化・住民の利便性向上や地域課題解決を推進する上で重要な財源となっていることから、地方の取組状況等を踏まえて引き続き拡充を図ること。

さらに、地方自治体におけるデジタル人材の確保・育成も喫緊の課題であ

ることから、専門的な知識・経験を有する人材を地方自治体で確保するため、デジタル人材育成に向けた取組に対して、技術的・財政的支援を行うとともに、地方自治体職員向けの研修プログラムを充実・強化すること。

併せて、都道府県と市町村が連携したDX推進体制の構築及びデジタル人材の確保については、既に多様な取組が進められている現状を踏まえ、地域の実情に応じて活用できる柔軟かつ弾力的な財政支援を行うとともに、地方のデジタル人材の確保・育成の取組との相乗効果が高まるよう、支援の継続及び対象拡大を図ること。

7 デジタル社会に対応した人材育成等の環境整備

「GIGAスクール構想の実現」に向けて、安定した環境下でのオンライン授業を推進するために校内通信ネットワーク整備に係る十分な財政措置を講ずるとともに、今後の児童・生徒1人1台端末の更新に当たっては、引き続き必要な補助を行うこと。

また、令和2年度に予算措置された低所得世帯等の生徒のみを対象とした高等学校等の生徒1人1台端末の整備に関する補助について、今後は全ての生徒を対象として継続的に行うこと。

8 ハード・ソフトのデジタル基盤の整備

(1) デジタルインフラの整備

デジタル技術の活用により、地域の個性を活かしながら地方を活性化し、持続可能な経済社会を実現するために、次の項目について強く要望する。

- ・すべての住民が超高速インターネットにアクセスできる環境（光ファイバ網）整備が必要であるが、過疎地域の市町村においては、利用者が見込めないことから整備に未着手の地域も残されており、こうした地域における整備を着実に進めるため、支援制度の拡充について取り組むこと。

特に、未整備地域が多く残されている離島については、「海底ケーブルの敷設」による財源面のハードルがなお高いことから、支援制度の一層の拡充を図ること。

さらに、先んじて光ファイバ網の整備を進めた自治体では、通信機器の更新及び維持管理に膨大な費用を要するため、その更新が滞らないよう、財政支援制度の創設・拡充を図ること。また、光ファイバ網の民間移行を希望する自治体が、民間移行に必要な公設設備の性能高度化に係る費用負担が大きいことを理由に断念することのないよう、恒常的な財政支援制度を創設すること。

- 携帯電話（4G）の不感地区は、事故発生時の緊急対応など命に関わる問題である。非居住エリアも含め、あまねく日本全国で利用できる通信環境の整備（住居内や生活道路を含めた住民生活目線の不感地区解消）を携帯電話事業者の協力のもと国の責任で進めること。
また、デジタル田園都市国家インフラ整備計画において、「2023年度末までに全居住エリアをカバーし、全ての国民が4Gを利用可能な状態を実現にする。」とされているが、2027年度以降も利用者の意見を聴くなど不感地区の実態把握に努め、必要な対策を講ずること。
- 5Gの基地局整備については、2030年度に人口カバー率を99%に引き上げるとの計画が示され、2024年度末時点での人口カバー率が98.4%となっているものの、都市部に比べ地方部の整備が遅れている。人口カバー率のみでは捕捉できない地域のニーズも踏まえ、地域ごとの整備率の目標を明示した上で、地方部においても、都市部に遅れることなく、国主導で整備を進めること。
- 地上デジタル放送共聴施設について、物価高騰や高齢化等を背景として、今後は全国的に維持管理が困難となることが懸念されることから、更新を前提とした現行の支援のみならず、国がイニシアティブをとって光ファイバ等のブロードバンド基盤を用いた配信サービスへの移行を念頭に、事業者による広域で安価なサービスが提供されるよう事業者との調整を図ること。
- 公設で光ファイバ等の有線ブロードバンドを整備した施設への支援として、運営や機能向上のための設備投資等に対して、有線ブロードバンドのユニバーサルサービス制度における交付金と同等の支援が適用されるよう、制度の創設を検討すること。また、携帯電話等の無線ブロードバンドサービスについては、維持管理費について有線ブロードバンドサービスと同等の支援制度を創設するとともに、整備の促進に向けた支援制度の拡充を行うこと。
- 日本海側の海底ケーブルのミッシングリンクを解消するとともに、東京圏・大阪圏に集中するデータセンターや房総半島及び志摩半島並びに

その周辺に集中する海底ケーブル陸陽局の中国地方を含めた地方分散等を進めること。

(2) マイナンバー制度の推進

マイナンバー制度はデジタル社会の基盤となるものであり、その信頼性の確保は極めて重要である。

国が定めるマイナンバー事務に係る業務システムについては、国が住民基本台帳システムとの自動連携機能を有するシステムを、共通 SaaS としてガバメントクラウド上に構築し地方自治体に提供するなど、マイナンバー情報の紐付け誤りが発生し得ない環境整備に向け、地方自治体の意見を聞きながら検討を進めること。

また、マイナンバー制度の推進に向けて、マイナンバーの利用範囲について、セキュリティ確保や個人情報保護との両立を図りつつ、更なる住民サービスの提供や民間サービス等との連携が進むよう、その拡大を図ること。

さらに、デジタル社会のパスポートであるマイナンバーカードの更なる普及・利活用の拡大に向けた取組を引き続き行うこと。なお、従来の健康保険証の廃止に伴うマイナ保険証を基本とする仕組みへの移行や、運転免許証との一体化が行われたところであるが、引き続きその仕組みについて国民に対して十分に理解と納得を得るとともに、今後も多くの方の電子証明書が失効することから、更新手続の周知等、必要な対応を行うこと。

併せて、カードの国民全体への普及を引き続き責任を持って強力に進め、申請者が申請・手続をせずとも手当や還付金等を受給できるプッシュ型住民サービス等の実現に向けて、公金受取口座登録制度の利用登録を促すなど、行政サービスをデジタルで完結させるための基盤を確立すること。

(3) オープンデータ化の推進

活力あるデジタル社会の実現に向けて、分野間のデータ連携や官民のデータ連携により、新たなサービスや付加価値を創出し、利便性向上や生産性向上を図ることが必要である。

現在、国において、公的機関等で登録・公開され、様々な場面で参照される、人、法人、土地、建物、資格等の社会の基本データである「ベース・レジストリ」の整備が段階的に進んでおり、このうち、法人ベース・レジ

ストリについては令和8年3月に運用が開始され、オープンデータとして様々な活用が予定されている。

については、分野間、国・都道府県・市町村間、さらに官民において情報連携するためのオープンデータのプラットフォーム等の構築や、書面のデータ化や、様々な形式で作成されている既存データのデジタル化・標準化を進めるための財政的・技術的支援を行うこと。

併せて、地方自治体によるオープンデータの公開及びその利活用を持続的に推進するため、自治体標準オープンデータセットについて、実務における利活用の実態やニーズを踏まえた対象分野・データ項目の見直しを継続的に行うとともに、作成・更新・活用までを一体的に支援する仕組みを整備し、人的リソースに制約のある自治体においても取組を継続できる環境を構築するなど、オープンデータの取組を一層後押しすること。

(4) 情報システムの統一・標準化の推進

地方公共団体情報システム標準化基本方針では、基幹業務システムを利用する地方自治体が、ガバメントクラウドを活用した標準準拠システムへ円滑に移行できるよう、国は必要な支援を積極的に行うとされている。一方で、実際の移行状況を踏まえると、多くの地方自治体において、一部機能経過措置対象システムや特定移行支援システムを保有しており、令和9年度以降においても移行作業及び移行に要する経費の発生が見込まれている。こうした状況を踏まえ、全ての地方自治体が、それぞれの実情に応じて移行作業を円滑かつ確実に完了できるよう、国において的確な情報提供を行うとともに、地方自治体の状況に応じたきめ細かなフォローアップを引き続き行うこと。

特に、移行に要する経費については、地方自治体の責任によらない追加経費も生じていることから、引き続き地方の実情の十分な把握に努めた上で、デジタル基盤改革支援基金の積み増し等を確実にを行い、国が責任をもって移行経費を全額補助金の対象とすること。

また、標準化対象事務に関する地方自治体のシステム運用経費については、標準化・ガバメントクラウド移行を契機として多くの団体で増加していることを踏まえ、いわゆる「自治体情報システムの標準化・ガバメントクラウド移行後の運用経費に係る総合的な対策」を着実にを行うとともに、地方自治体・事業者に対しても対策の実施に必要な支援を行うこと。

さらに、地方自治体に新たな負担が生じることのないよう、国庫補助事業「地方公共団体情報システム運用最適化支援事業」等により確実な財政

支援を実施するとともに、令和9年度以降においても、継続的な支援を行うこと。加えて、運用経費を平成30年度比で3割削減する目標達成に向けては、国の責任において進めるとともに、地方自治体に過度な負担を生じさせないこと。

(5) 国費会計事務手続の統一化・簡素化及び事務負担の軽減

会計法に基づく法定受託事務として行っている国費会計事務で使用するADAMS II（会計システム）について、示達から支出までを管理する機能を搭載するなど、事務の効率化に向けたシステムの改修・整備を行うこと。

併せて、省庁ごとに会計事務手続が異なることにより、どの省庁でも生じる繰越や決算事務においても省庁ごとに個別対応が生じ、事務処理に時間を要していることや、示達公文書の到達が支払期限の直前に集中していることから、国費会計事務手続の統一化・簡素化及び事務負担の軽減を進めること。

9 アナログ前提の規制の見直し

地域社会や住民がデジタル化で得られる利便性向上や生産性向上のメリットを最大限享受するためには、アナログ前提の規制制度について抜本的・多角的な見直しが必要である。国においては、「デジタル原則に照らした規制の一括見直しプラン」に基づき、目視・実地監査規制や定期検査・点検規制、書面・対面規制など7項目等について、「デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律」の公布や、それぞれ対象となる法令、告示、通知・通達等の見直しなどの具体的な取組を進め、アナログ前提の規制の見直しは、概ね完了している。

今後、住民生活と密接に関係する行政サービスを担う地方自治体においても、見直しを円滑に実施できるよう、国における見直し作業の積極的な情報提供、特に法定受託事務における具体的な見直し手法やその実現のために利用可能な技術の提示などを行うとともに、「モデル自治体」の取組を踏まえた情報提供を継続的に行うこと。

また、デジタル技術を活用した新たな制度を確実に施行していくため、必要となる地方自治体のシステムの改修や監査・検査に必要な設備等に対し

て、財政支援を行うこと。

併せて、行政手続のオンライン化やクラウド上でのシステムの共同・共通化を推進するため、申請項目や書式・様式等のインターフェイスの標準化やプラットフォームの統一的な整備、既存の電子申請システムとの連携に係る技術的な支援等を行うこと。

10 統計調査手法の抜本的見直し

統計法に定められた国の基幹統計調査の多くは、国や都道府県から任命された統計調査員（以下「調査員」という。）が調査対象に対して戸別訪問により対面で調査を行っている。しかしながら、近年、世帯に対する調査ではオートロックマンションや単身・共働き世帯の増加、個人情報保護意識の高まり等により調査に協力いただけない世帯等が増加しており、調査員の精神的負担が増加するだけでなく、協力世帯等の偏りにより、様々な政策の基礎となっている公的統計の精度低下も懸念されるところである。

また、調査への協力が得られない世帯への対応による精神的負担や調査員報酬の低さに加え、多数の調査員を必要とする国勢調査では、地域社会の高齢化によりそもそも調査員の担い手となる者が減少していることや、調査員確保に大きな役割を果たしてきた自治会の組織率の低下等などから、調査員確保は一層困難となっている。

さらに、現行の調査員主体の調査方式では、紙ベースのアナログな作業が多く、調査員や地方公共団体の事務処理の負担が大きい上に、調査関係書類の誤配布や紛失など個人情報漏洩の危険性も高くなっている。

加えて、最近の国勢調査では、調査依頼・配布は調査員主体で行うものの、回答はオンラインや郵送によるものが大部分を占め、調査員が直接回収するケースは少なくなっており、調査員調査の有効性が不明確な状況が生じている。

こうした現状を踏まえ、現行の調査員調査は将来的に立ち行かなくなる恐れがあることから、調査員調査に極力依存しない形で調査結果の精度を確保し、同時に調査員や地方公共団体の事務負担軽減、調査関係書類の誤配布・紛失等の個人情報漏洩の防止が図れるよう、マイナンバー、マイナポータルなどのデジタル技術及び住民基本台帳等の行政資料を広範に活用し、調査の依頼から回答まで完全オンライン化するなど、現行の統計調査手法の抜本的な見直しを行うこと。その際、高齢の調査対象者などがオンライン

化へ円滑に対応できるよう、必要な支援と普及啓発を行うこと。

同時に、国民の協力が十分に得られるよう、統計調査の意義・重要性について、広報を強化すること。

なお、見直しに当たっては、国において市町村における調査員確保が困難となっている実態を直接調査するほか、調査員調査の有効性のエビデンスや調査員削減の数値目標の明示等も含め、国及び地方公共団体で構成するワーキンググループを設置して検討すること。

令和8年5月25日

中国地方知事会

鳥取県知事 平井 伸治

島根県知事 丸山 達也

岡山県知事 伊原木 隆太

広島県知事 横田 美香

山口県知事 村岡 嗣政